

転用規制の例外（第4条第1項）

- ①国又は都道府県が農地を転用する場合。→公共転用に係る例外あり。
- ②農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定され、又は移転された利用権に係る農地を当該利用目的に供する場合。
- ③土地収用法その他の法律によって収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合。
- ④市街化区域内にある農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て農地を転用する場合。
- ⑤その他省令で定める場合。（規則第32条）
 - (ア) 2a (アール) 未満の農業用施設に供する場合（4条許可のみ該当）
※自己の農地の利用又は保全上必要な施設に供する場合は、面積にかかわらず許可不要
 - (イ) 地方公共団体（都道府県を除く）が土地収用法第3条各号に掲げるものの敷地に供するために農地を転用する場合。
 - (ウ) 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る）等の敷地に供するために農地を転用する場合。
 - (エ) 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）等の敷地に供するために農地を転用する場合。
 - (オ) 地方公共団体（都道府県を除く）又は災害対策基本法に規定する指定公共機関等が行う非常災害の応急対策又は復旧のために農地を転用する場合。